

# 越谷市



## 建築物耐震改修促進計画

概要版

### 計画の概要

#### ○計画の目的

越谷市建築物耐震改修促進計画は、地震発生時に建築物の倒壊等の更なる被害を未然に防止し、市民の生命、身体及び財産を保護するため、新たな耐震化率の目標の設定や対象建築物の拡充を図り、建築物の耐震化のより一層の促進を図ることを目的としています。

#### ○計画期間

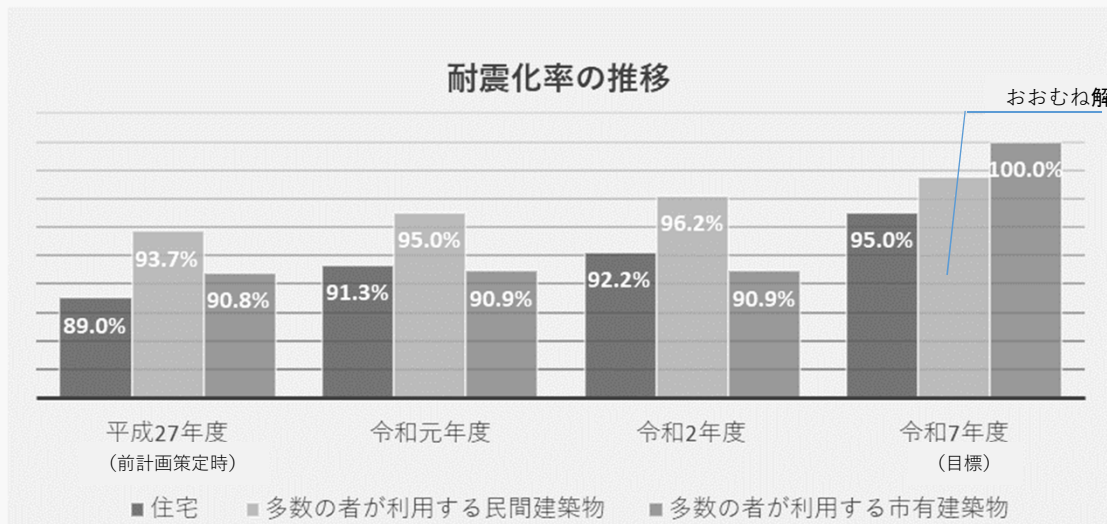
令和3年度～令和7年度（5年間）

#### ○対象建築物

越谷市内全域の昭和56年5月31日以前の耐震基準に基づき設計・建築された旧耐震基準の住宅、多数の者が利用する建築物のうち耐震性が無いもの及び市有建築物としています。  
また、平成12年5月31日以前の耐震基準に基づき設計・建築された木造住宅についても、本計画において対象を拡大しております。

### 耐震化率の現状と目標

	令和2年度末の目標耐震化率 (前計画時の目標)	耐震化率 (令和2年度末実績)	令和7年度末までの目標
住宅	95.0%	92.2%	95.0%
多数の者が利用する 民間建築物	95.0%	96.2%	おおむね解消
多数の者が利用する 市有建築物	100.0%	90.9%	100.0%



## 耐震化促進への基本的方針

【基本方針①】  
耐震化に向けた意識の啓発・知識の普及

【基本方針②】  
耐震化を促進するための環境の整備

【基本方針③】  
耐震化を促進するための支援策の実施

【基本方針④】  
耐震化に付随する安全対策等の実施



## 耐震化促進のための施策

- 1 市民への情報発信
- 2 地震ハザードマップの活用
- 3 耐震認定マーク表示制度の活用
- 4 出前講座やイベントでの周知

- 1 課内窓口の設置及び情報提供
- 2 住宅リフォーム・耐震相談会の実施
- 3 耐震サポーター登録制度の活用
- 4 自治会、専門団体との連携体制の構築

- 1 無料簡易耐震診断の実施
- 2 木造戸建て住宅への支援策
- 3 分譲マンションへの支援策
- 4 緊急輸送道路閉塞建築物への支援策
- 5 住宅の耐震化を総合的に支援するための施策

- 1 ブロック塀の倒壊、転倒防止の対策
- 2 エレベーター及びエスカレーター等の地震対策
- 3 特定天井等の脱落対策
- 4 窓ガラス、外壁および天井等の落下防止対策



## 建築物の耐震化の促進

参考 越谷市耐震補助（住宅）一覧（令和3年4月現在）

補助対象	補助内容	条件	詳細	補助額
木造住宅	耐震診断	H12.5.31以前の耐震基準に基づき設計・建築されたもの 市の簡易耐震診断の評価1.0未満	市指定の建築士が行う耐震診断	費用の2/3 上限：5万円
	耐震改修	S56.5.31以前の耐震基準に基づき設計・建築されたもの 耐震診断の評価1.0未満	評価1.0以上に補強するための工事	費用の23% 上限：40万円
		S56.6.1～H12.5.31の耐震基準に基づき設計・建築されたもの 耐震診断の評価1.0未満	評価1.0以上に補強するための工事	費用の23% 上限：30万円
	簡易耐震改修	H12.5.31以前の耐震基準に基づき設計・建築されたもの 耐震診断の評価1.0未満	安全な空間の確保できる耐震シェルター又は防災ベッドの設置	費用の23% 上限：20万円
分譲マンション	耐震予備診断	S56.5.31以前の耐震基準に基づき設計・建築されたもの	本診断の必要性に関する判定	費用の2/3 上限：10万円
	耐震本診断	S56.5.31以前の耐震基準に基づき設計・建築されたもの	総合的な評価を行う	費用の2/3 or 住戸数×5万円 上限：100万円 (予備診断補助を受けた場合90万円)
	耐震改修	診断により倒壊の可能性が高いとされたもの	各階の構造耐震指針が0.6以上 or 地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いと判断されるように補強を行う工事	費用（居住面積1㎡×49,300円を上限）の23% 上限：住戸数×20万円